



東京労働局

2020 向島労働基準監督署のあらまし

～誰もが安心して働き、能力を發揮できるTOKYOへ～

向島労働基準監督署の重点事項

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止に係る指導を徹底するとともに、中小事業主に対する改正労働基準法等の周知に取り組みます。

「第13次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を推進し、労働災害防止に取り組みます。

労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。特に、脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患を始めとする業務上疾病にかかる労災請求についても、認定基準等に基づいた適正な処理を推進します。

管内概況

向島労働基準監督署の管轄区域は、墨田区、葛飾区で、適用事業場は約2万5000件、労働者数は約27万人（平成26年経済センサス基礎調査による）。管内の産業については、都内でも製造業の割合が高く、金属製品製造業、機械器具製造業などの地場産業が散在し約21%を占めています。第三次産業では、保健衛生業のうち社会福祉施設が漸次増加しており、現在、保健衛生業は全事業場の8.6%を占めるに至っています。

また、高さ634メートルの東京スカイツリーが、商業施設「東京ソラマチ」等とともに平成24年5月に開業し、観光客の増加と共に新たな就労場所の誕生となりました。

監督署の組織と主な業務

【方面】

- ・監督指導、司法事件捜査
- ・賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する相談・申告
- ・就業規則、36協定届等の届出の受理
- ・宿日直、解雇予告除外認定等の許可・認定

【総合労働相談コーナー】

- ・個別労働紛争の相談、労働関係情報提供

【安全衛生課】

- ・労働災害防止、職業性疾病防止の指導
- ・工事計画、機械設置等の届出受理・審査
- ・ボイラー、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告、健康診断結果報告、安全衛生管理者選任報告等の届出の受理

【労災課】

- ・労災補償給付（療養・休業・障害・遺族等）
- ・労働保険関係成立の届出の受理、労働保険料

【業務課】

- ・総務、会計
- ・庁舎管理、文書管理

令和2年度 重点対策の具体的内容

1 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止

1か月の時間外・休日労働時間が80時間を超える長時間労働を行っているあるいはそのような疑いのある事業場に対しては、積極的に監督指導を行います。

また、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、優先的に監督指導を実施します。

2 改正労働基準法等の周知徹底

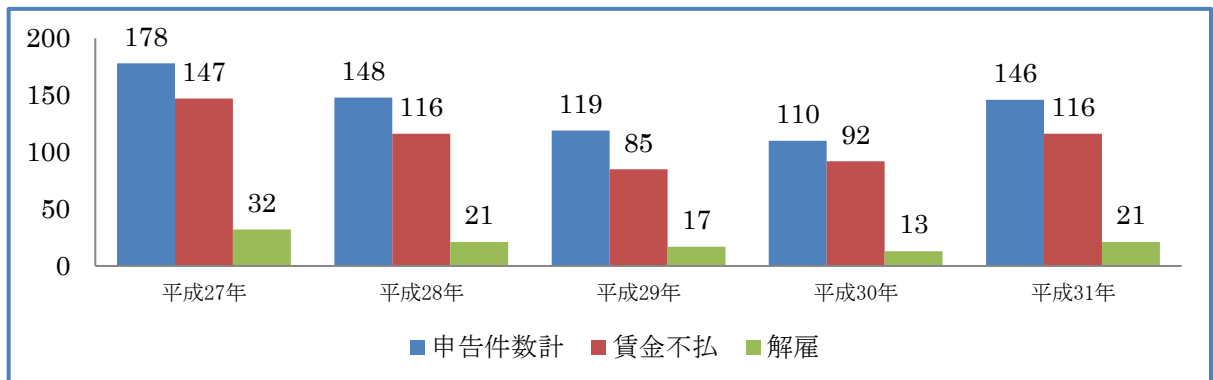
労働時間相談・支援班による労働時間管理等講習会を毎月開催するとともに、講習会の参加が難しい中小事業主に対しては訪問支援を実施し、改正労働基準法等の周知を徹底します。また、改正労働安全衛生法を踏まえ、労働時間の適正把握及び時間外労働協定の適正化を推進します。

3 管内状況に対応した一般労働条件の確保・改善対策の推進

事業場において、基本的な労働条件の枠組みをつくり、これを定着させることは重要であり、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

そのため管内情勢の把握、収集に努め、解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。

※申告処理状況



4 労働者の安全と健康の確保対策

(1) 死亡災害の撲滅及び管内の労働災害発生状況に応じた労働災害防止の徹底

平成31年の死傷災害は464人で前年比5.3%減、死亡災害は2人と前年の6人から減少となりましたが、飲食業を含む接客娯楽業で41.9%増(31→44件)、建設業で5%増(60→63件)となっています。平成30年度よりスタートとした13次防基本目標達成に向け、災害防止団体、業界団体等に対し、あらゆる機会を通じて、計画の重点事項の取り組みについて周知を図り、災害防止を推進します。

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施の徹底を図るため、監督・個別指導、集団指導等あらゆる機会において、対策の周知及び改正安衛法を踏まえた指導を実施します。

また、対策の推進に当たっては、産業医、衛生管理者等の選任、活動状況を確認し、改正安衛法を踏まえた指導を行うほか選任率を向上します。

(3) 過労死等防止対策等の労働者健康確保対策の推進及びメンタルヘルス対策の推進

「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」に基づく対策の推進を図るため、監督・個別指導、集団指導等あらゆる機会において、周知及び指導を行うほか、メンタルヘルス対策が十分に取られていない事業場等に対しては、事業場の規模に応じて産業保健総合支援センター又は東京東部地域産業保健センターの利用勧奨を行う。なお、建設業を対象とする集団指導においては、無記名ストレスチェックの周知啓発も図る。また、局が作成したストレスチェック集団分析結果に係る好事例集を使用して職場環境改善の促進します。

(4) オリ・パラ競技大会関連事業等における労働災害防止の徹底

商業施設等に対し、最重点対策とした災害多発業種における転倒災害防止対策を効果的に推進するために、転倒災害防止対策を中心とする行動災害防止の周知徹底します。

(5) 改正安全衛生法の遵守

働き方改革関連法による新安衛法等の内容について、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないように、全国安全週間や全国労働衛生週間の準備期間に実施する集団指導をはじめ、あらゆる機会を捉えて周知を図ります。また、監督・個別指導において、新安衛法による改正項目に関して適正に指導します。

(6) 腰痛及び熱中症における労働災害防止の徹底

熱中症については、屋内作業も含め、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施要綱の周知・啓発を年度当初から図ります。

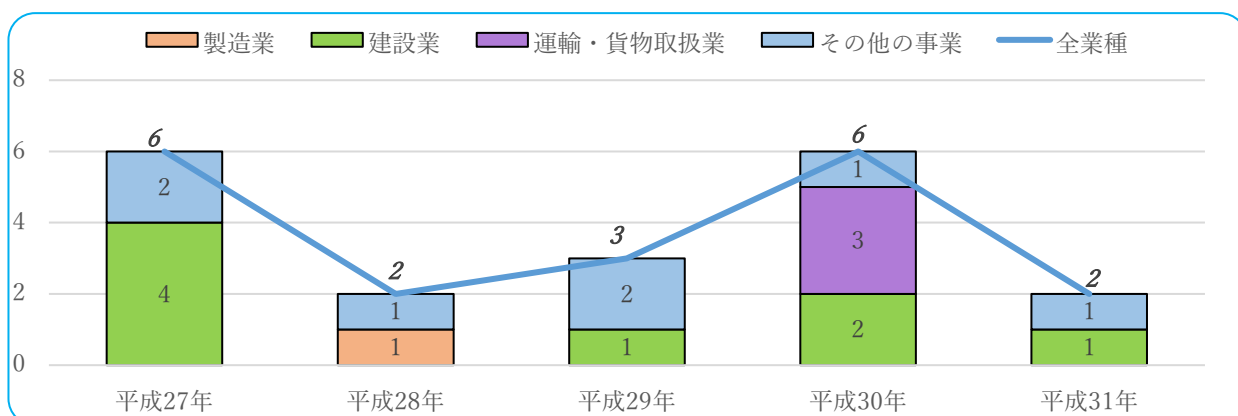
腰痛予防対策については、個別指導・集団指導等において、周知、指導を実施します。

(7) 化学物質対策に係る化学物質による健康障害予防対策推進

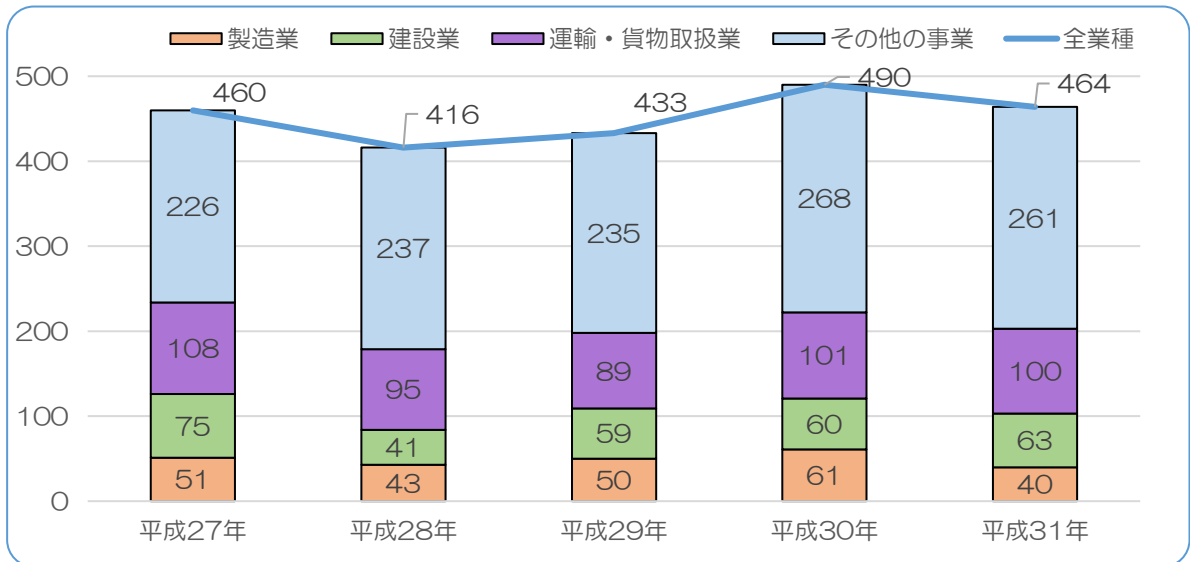
化学物質については、中期計画最終年度のため確実な実施を行うとともに、監督・個別指導においては、SDSの入手、RAの確実な実施等の指導を実施します。

石綿については、個別指導・集団指導等において、アスベストアナライザーの積極使用ほか、改正石綿則を踏まえた周知・指導を行うとともに、地方自治体と情報の共有及び連携を図り、3省庁合同パトロールへも積極的に参加します。

※死亡災害の状況



※死傷者数の状況



5 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、被災労働者の円滑な社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護等の社会復帰促進等事業を実施し、労働者の福祉の増進の寄与することを目的としています。

今年度は、

- ・ 過労死等事案に係る的確な労災認定
- ・ 労災保険給付等の迅速・適正な事務処理の徹底
- ・ 石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な事務処理の徹底

に取り組めます。

また、労災保険請求者、来署された方には、「親切でわかりやすく、迅速な対応」、「公正かつ納得性の高い対応」に努めます。

※業務上疾病請求件数の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
脳・心臓疾患	4	7	5	5	10
精神疾患	11	6	8	6	10
石綿関連疾患	5	6	9	10	5

